

独立行政法人日本学術振興会「学術振興特別基金」  
寄 付 申 込 書

趣旨に賛同し、学術振興特別基金に対し下記金額を寄付いたします。

金 円 也

指定の銀行に 平成 年 月 日頃に払い込みます。

平成 年 月 日

〒

御住所

御芳名

御連絡先(電話番号、メールアドレス)

領収書発行名(御芳名と同じ場合には記入は不要です。)

企業等法人の場合

御担当部署名

御担当者名

御連絡先(電話番号、メールアドレス)

連絡先: 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 総務部 総務課

電話: 03-3263-1722

FAX: 03-3221-2470

<ご寄付の申込みについて>

ご寄付にあたりましては、誠にご面倒ですが、別添申込書を郵送にてお送りくださるようお願いいたします。

【振込口座】

取引金融機関：三井住友銀行 東京公務部

口 座：普通預金 3006726

名 義：独立行政法人日本学術振興会「学術振興特別基金」

(ト`クリツギ`ヨウセイホウジンニホウガ`クジ`ユツシンコウカイガ`クジ`ユツシンコウトクハ`ツキキン)

【問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 総務部 総務課

電話 03-3263-1722

F A X 03-3221-2470

<寄付金に対する税制上の優遇措置>

日本学術振興会への寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金として、寄付（2,000円以上）が個人による場合は、所得より「寄付控除」の適用を受け、法人による場合は、「寄付金損金算入」の特例が適用され、税制上の優遇措置が認められます。（関係法令：所得税法第78条第1項・第2項第3号、所得税法施行令第217条第3号、法人税法第37条第3項第3号及び法人税法施行令第77条第1号）

（平成22年4月1日施行の所得税法改正により、税制上の優遇措置を受けることができる金額が、5,000円以上から2,000円以上に引き下げられました。）

<個人情報の取扱について>

申込書に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、寄付者のデータ管理及び事務管理以外には使用いたしません。